

坂井地区障害者差別解消支援の取組について

1. 坂井地区の取組体制の概要

差別解消に関する相談窓口は、それぞれの市担当課で受付し対応している。しかし、その相談内容について情報を共有し再発防止に努めること、差別解消についての研修、啓発等については、坂井地区として取り組んでいる。坂井地区では、坂井地区障害児者総合支援協議会に差別解消支援地域協議会の機能を加え、両者一体的に取り組んでいる。

2. 令和4年度の相談件数

○坂井市

合理的配慮を求める相談・・・ 1件(令和3年度 2件)

相談者に関する こと	趣旨	相談内容	市の対応
■障害区分： 身体(聴覚) ■年齢： 50代 ■相談方法： 手話通訳者 からの派遣報 告による	障害理解に ついて	地区の役員会で、「障がい者に地区役員(区長)は無理だ(役員を下りてもらわないといけない)」との差別的な発言があった。(直接本人にではなく、派遣された手話通訳者に対して言った言葉。) 年末年始の新旧役員引継ぎでの出来事。	手話通訳者等派遣事業で、派遣した通訳者からの活動報告によるもの。 これまでの経緯を把握している通訳者からの説明や実際引継ぎした(旧)役員からの意見により、本人(聴覚障害者)は役員を下りることなく、発言した地区役員にも納得してもらうことができた。 過去にろう者が区長だった時に、区長会等に通訳者を派遣した実績有り。

○あわら市

合理的配慮を求める相談・・・1件(令和3年度 1件)

相談者に関する こと	趣旨	相談内容	市の対応
■障害区分： 身体(肢体) ■年齢： 不明 ■相談方法： メール	障害理解に ついて	工事中の駅において、仮設の車いすトイレが開閉扉故障のため利用できず、介助者を呼び、一般のトイレを利用せざるを得なかった。	担当部署から工事施工業者へ周知するとともに、代替(車いす)トイレの必要性を訴え、障がい者理解を図ることができた。

3. 令和4年度の取組状況

- 市の新規採用職員の資質向上のため、職員研修を開催した。(坂井市)
- 坂井市心身連の研修会で、選挙の投票所における配慮についての説明を行い、期日前投票所で実際に投票も行った。(坂井市)
- 手話言語の普及を図るイベントを開催(坂井市9月、あわら市11月)。手話及び障害に対する理解を深める機会となった。(両市)
- 障害者差別解消法や障がいの特性に応じた合理的配慮について、市のホームページや市職員に対しては庁舎内の電子掲示板を活用し、周知・啓発を行った。(坂井市)
- 市の新規採用職員研修時に手話ミニ講座を取り入れ、意識啓発をおこなった。(あわら市)

4. 令和5年度の取組(案)

- (1) 障害者差別に関する相談体制の整備に関すること
相談窓口及び体制について引き続き周知に努める。
- (2) 障害者差別の相談事例の情報共有、分析に関すること
引き続き相談事例について共有し、その内容を分析、検証、公表することで、再発の防止と障害者差別に関する理解促進に努める。
- (3) 障害者差別解消のための研修、啓発に関すること
権利擁護部会、市広報、ホームページを活用し実施する。
イベント等を通じて企業等に対する障がい者理解を推進する。
市職員に対する差別解消、合理的配慮等の意識啓発に努める。